

3.2.3 B 大学

(1) 総合校舎 A 号館改修事業

ア 効果等の把握に関して得られた成果

B 大学総合校舎 A 号館改修事業は、1) 普遍教育センターの拠点となるスペースの整備、2) 専門法務研究科の教育研究の拠点となるスペースの整備、3) 学生の利便性を高めるため学生支援課事務室を本部から再配置した上での整備、4) 教養部時代から続く文・法経学部、教育学部の分属教員スペースの再配置と学部への移転集約化を整備することを目的として実施され、平成 19 年 3 月に完成した（事業詳細は参考資料参照）。

効果発現過程の中で、定量的なデータの入手が可能であった指標をみると、大学院専門法務研究科の司法試験合格率上昇、教育環境充実による学生の満足度向上、及びそれがもたらした学習意欲の向上、教育スペースの創出による教室稼働率の向上など、多くの成果がみられた。

ヒアリングによれば、普遍教育センターにおけるセミナー室の整備や、スペースの確保により、B 大学の特色である普遍教育の共通基礎科目・普遍科目が充実し、普遍教育の質的向上を図ることができたとのことである。また、専門法務研究科の専用スペースを整備したことにより、教育効果が高まっており、今後、法律サービスの提供を通じて社会に対する波及効果が高まることが期待できる。

イ 施設概要

(ア) 建物規模・工事費

構造	: RC5
建築面積	: 1,489 m ²
延床面積	: 6,754 m ²
工事費	: 861,116 千円

(イ) 主要用途

研究室、講義室、セミナー室、会議室、事務室など

(ウ) スタッフ

教授 12 名、准教授 9 名、助教 4 名、ポスドク 6 名、研究員等 2 名、事務職員 18 名

ウ 教育研究上の背景

平成 6 年 3 月に教養部を廃止し、同年 4 月からそれまでの一般教養教育を「普遍教育」とした上で、全学出動体制のもと委員会方式により運営してきたが、教養部廃止以降、普遍教育の運営には多くの困難と問題が伴い、その状況を反映し、学内

における普遍教育改革の気運が高まっていた。同時に、学生も各学部 4 年ないし 6 年の一貫教育の新しい教育課程の中における普遍教育に対し、高い期待を寄せるようになった。そこで、普遍教育カリキュラムの全面的見直しと改革、運営責任母体の設立の検討を行い、平成 18 年 4 月に普遍教育の運営責任組織の学内共同利用施設として普遍教育センターを設立し、平成 19 年 4 月からは普遍教育の新しいカリキュラムを実施した。

また、平成 16 年度の法人化と同時に大学院専門法務研究科を新設したため、普遍教育センターの拠点及び専門法務研究科の拠点という新たな 2 つの施設需要のためのスペース整備が求められていた。

このほか、講義室の稼働率改善に加え、施設の耐震性確保及び老朽改善に対する要請もあった。

エ 施設整備の課題とその短期的アウトカム指標

(ア) 教育

- ・ 普遍教育センター設立に伴い、同センターが普遍教育の企画・運営・評価を行うスペースを確保することが求められていた。更に、質の高い普遍教育の提供を目指して、少人数教育を行えるセミナー室を確保する必要があった。
- ・ 改修事業による施設整備によって、総合校舎 A 号館全体で講義室が 1 室から 5 室、会議室が 3 室から 5 室、自習室が 0 室から 3 室、セミナー室が 0 室から 5 室にそれぞれ増加し、多様な教育スペースを確保するとともに学習空間のゆとりを確保することができた。
- ・ これによって、講義室の高機能化・アメニティの向上を実現し、施設面の学生満足度が向上した。学部 1・2 年生のアンケートでは、改修前の平成 19 年 3 月には満足＋やや満足の回答が 35.8%だったが、改修後の平成 21 年 3 月には 53.4%に上昇した。また、B 大学の特色である普遍教育の共通基礎科目・普遍科目が充実し、普遍教育の質的向上を図ることができた。
- ・ 全学部の受験倍率は、平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 年にわたり 5 倍前後で推移しており、施設整備による多様な教育機会の増加が、普遍教育センター専任教職員の運営スキル、全学教員の指導力、一般教育の新カリキュラムなど施設以外の影響項目とともに、受験倍率の維持に寄与していると考えられる。
- ・ 校舎改修に先立ち、普遍教育センター内に「校舎改修のための WG」を設置し、各教室の仕様計画の策定を行った。同 WG では改修プランを作成し、学長及び関係役員に提示するなどの取り組みを行うなど、カリキュラム編成と連携し、施設整備を行った結果、講義室の稼働率が 48.4%（平成 17 年 6 月）から 54.3%（平成 18 年 10 月）に向上した。
- ・ 専門法務研究科は、設置当初はまとまった専用スペースを確保できず、講義室や自習室等スペースが分散的に配置されていたため、非効率的な教育研究環境の改善が急務であった。

- ・本改修に合わせて、文・法経学部 414 m²、教育学部 147 m²、総合校舎 575 m²、理学部 209 m²の合計 1,345 m²の講義室 25 室を削減し、各学部教員研究室に転用するとともに、空きスペースを当該施設に集約し、専門法務研究科 1,554 m²を整備するキャンパス全体の施設マネジメントを実施。専門法務研究科学生の教育環境が充実し、司法試験の合格率が高まるなど、教育の質向上に寄与した。
- ・国家資格（新司法試験）の合格率の推移（受験者ベース）
 - 平成 18 年度：約 56.0%（合格率全国平均 48.3%）
 - 平成 19 年度：約 64.5%（合格率全国平均 40.2%）※法科大学院中全国トップ
 - 平成 20 年度：約 49.3%（合格率全国平均 33.0%）
 - 平成 21 年度：約 37.5%（合格率全国平均 27.6%）
- ・こうした質の高い教育内容が評価を受け、専門法務研究科の受験倍率は、平成 18 年度 8.0 倍、平成 19 年度 10.7 倍、平成 20 年度 13.8 倍、平成 21 年度 10.2 倍と毎年度例年高水準で推移した。
- ・改修前に課題となっていた非効率な動線についても、改修により専門法科研究科が 1 棟に集約された結果、学習スペースのゆとりを確保するとともに、自習室と講義室間の移動時間の短縮を図ることができ、動線が効率化した。また、学年を超えた自主的なゼミが開催される等、教育の質が高まった。この結果、「国立大学法人等施設の整備に関する意識調査結果（平成 21 年文科省）」によると、「室内環境の改善による学生の学習意欲の向上」については「効果があった」+「やや効果があった」の割合が 90%を超えた。

（イ）研究

- ・大学院専門法務研究科は、設置当初はまとまった専用スペースを確保できず、研究スペースが分散的に配置されていたため、非効率的な教育研究環境の改善が急務であった。校舎改修により、専門法科研究科が 1 棟に集約された結果、研究スペースのゆとりを確保するとともに、研究室と演習室、その他管理研究科スペースとの間の移動時間の短縮を図ることができ、研究活動が効率化した。
- ・また若手研究者の研究スペースも整備されたため、若手研究者の研究意欲が向上するとともに、研究成果の質が向上し、学術誌への研究論文掲載件数が増加した。

（ウ）地域貢献

- ・改修前は、固定机と固定イスの講義室であったため、学外者を対象にした市民向け公開講座の開催や資格試験、採用試験への試験会場としての貸出機会も少なかった。
- ・改修により、講義室は移動できる机とイスへの転換など高機能化、アメニティの向上が図れたため、授業時間外で空いている講義室を、採用試験や生涯学習等の会場として地元自治体等に貸出が行われており、地域への教育機会提供の

場となっている。また、地元自治体の採用試験や語学等の試験会場として利用されており、地域に貢献している。

(エ) 国際化推進

なし

オ 施設整備の効果指標に対する大学の意見

- ・休学率・退学率については、学生の経済的事情その他との因果関係が強く、施設整備との関連性は必ずしも見出せないと考えている。
- ・受験生が施設の整備状況を把握しているか否かは不明であるため、志願者数を指標として用いるには、カリキュラム等のソフト面も合わせて評価する必要がある。
- ・平成 21 年に文部科学省により実施された「国立大学法人等施設の整備に関する意識調査」の結果は、施設整備により一定の効果があつたことを示唆するが、母集団が 14 と少数であることに留意する必要がある。
- ・専門法務研究科において、司法試験合格者以外の進路については把握できておらず、卒業後の社会的評価を計る指標を把握することは困難。
- ・1 年次は、TOEIC の受験を必修としているが、今後 3, 4 年次にも同様の試験を実施することで、結果の比較から普遍教育の効果を測定できる可能性がある。
- ・普遍教育の中でも自然科学系の科目については、専門教育への橋渡しとしての位置づけであるため、普遍教育だけでの教育効果を測定することは困難。

カ B 大学総合校舎 A 号館改修事業の効果発現過程（別表）

B大学総合校舎A号館改修事業の効果発現シナリオ

